

# 人材紹介基本契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」といいます。）と株式会社miraism（以下「乙」といいます。）は、乙の提供する人材紹介サービスの利用について、下記の通り契約します（以下「本契約」といいます）。

## 第 1 条 サービスの内容

甲は乙に、人材採用のコンサルティングおよび人材紹介を依頼し、乙はこれを受託します。乙は、職業安定法その他の適用法令を遵守し、甲の人材採用計画を適切に把握した上で、乙が探した人材を選抜して甲に紹介し、採用までの活動を支援します。

## 第 2 条 人材紹介手数料の発生

- 1 人材紹介手数料は、乙が紹介した求職者の採用を甲が決定し、当該求職者が甲に入社した時点で発生します。
- 2 甲は乙経由で採用した求職者を正式入社日前に研修・会議・説明会など業務として出社させる場合は、乙に事前に連絡するものとします。
- 3 人材紹介手数料は、本条 1 項および 4 項に該当する場合であれば、甲が求職者と雇用契約を締結したかどうかにかかわらず、発生するものとします。
- 4 乙が甲に紹介した求職者の採用を、紹介日から 1 年以内に決定した場合は、たとえ乙経由で採用した場合でなくても、第 1 項の場合と同じく、入社時点で人材紹介手数料が発生します。ただし、乙が甲に紹介した時点で、既に他の人材紹介事業者からその求職者の紹介を受けている場合であって、乙から紹介を受けた後速やかに、乙に対してその旨を知らせた場合は、発生しないものとします。

## 第 3 条 人材紹介手数料の算定基準

- 1 人材紹介手数料（消費税別）の金額については、雇用形態を加味し下記より算出します。

### ◆ 紹介手数料

勤務体系	手数料
正社員	想定年収 の 30% (税抜)

- 2 前項の「想定年収」とは、雇用契約において予定された年収給与（諸手当を含みます）とします。年収給与には、残業代見合分や歩合給、業績給なども、あらかじめ算定できる範囲で含めます。入社の日割計算等により日割計算等の対象となる場合であっても、満額支給を想定とした年収とします。

## 第 4 条 人材紹介手数料の支払期限等

- 1 甲は人材紹介手数料および消費税相当額を、入社日の翌月末までに、乙の指定する口座に振り込むものとします。振込手数料は、甲の負担とします。
- 2 甲が乙に支払うべき金額が支払期限までに支払われなかったときは、乙は甲に対し、支払遅延日数に応じ、支払遅延金額に対し 年 14.6%の割合で計算した額を、遅延損害金として請求することができるものとします。

## 第 5 条 人材紹介手数料の返還

- 1 入社後一定期間内に求職者が自己都合退職等（次項に定義します）し、甲が乙に当該事実を遅滞なく通知した場合であって、乙が当該事実があったことを確認できた場合、入社日から最終出勤日までの期間（以下「**在職期間**」といいます。）に応じて、乙は人材紹介手数料の一部を甲に返還するものとします。返還の適用対象となる在職期間および返金率は、以下の通りに定めるものとします。

在籍期間	返金率
1 週間未満	100%
1 週間以上 1 か月未満	50%
1 か月以上 2 か月未満	30%
2 か月以上 3 か月未満	20%

2. 「自己都合退職等」とは、求職者の自己都合による退職、または法令に則った正当な解雇を意味します。甲に起因する求職者の死亡・病気などの場合、甲の法令違反行為に起因する場合、および甲の求職者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合は、自己都合退職等に該当せず、乙は人材紹介手数料を返還しないものとします。乙が甲から自己都合退職等を知られた場合、乙は求職者に問い合わせるなどして、自己都合退職等の事実の有無、時期、退職理由その他の事実関係を確認します。なお、乙は、甲に対して事実関係の確認のため、必要に応じて資料の提出を求めることができるものとし、甲が乙の提出要請に協力しなかった等の結果乙が自己都合退職等の事実を確認できなかった場合は、返還がなされないことに了承するものとします。調査の結果、人材紹介手数料を返還すべき場合であると乙が確認できた場合、その月の月末締め、翌月末払いで、乙は人材紹介手数料の一部を返還します。

#### 第 6 条 採用決定における契約当事者の責任

乙は、甲に求職者を紹介するにあたり、適性のある候補者を紹介するよう努めるものとしますが、甲は、履歴書、職務経歴書その他の応募書類があくまで求職者の責任で作成するものであること、求職者の適性の有無の判断、採用試験および採否の決定は、あくまで甲の判断と責任で行うものであることを確認します。

#### 第 7 条 秘密の保持および個人情報保護

1. 甲および乙は、本契約に関連して知り得た機密事項および個人情報について、守秘義務を負うものとします。「機密事項」とは、甲の事業および経営上の諸情報（既に公表されている情報および公知となっている情報を除く）ならびに乙が紹介した求職者に関する情報を意味します。
2. 甲は、乙が紹介した求職者の個人情報を採用判断の目的でのみ利用するとともに、当該求職者を採用しないことを決定した場合、当該求職者の個人情報を、その複製物を含め、情報漏洩が生じないように遅滞なく消去するものとします。

#### 第 8 条 広告表示

1. 乙は、乙のサービスサイト内に、甲の名称および求人情報を、無料で掲載できるものとします。ただし、非公開求人についてはその限りではありません。なお、乙は、サービスサイト内に甲について誤った情報を掲載しないよう注意を払いますが、情報内容の正確性および最新性については保証しないものとします。
2. 甲は、乙に対し、前項の掲載に必要な情報を提供するものとします。また、乙は、前項の掲載にあたり、甲のホームページ上の情報（写真、イラスト、文字等）を使用することができるものとします。
3. 甲は、前項の情報について、著作権、商標権、肖像権その他一切の第三者の権利を侵害していないことを保証するものとします。第三者からこれらの権利に起因してクレームや訴訟等が発生した場合には、甲の責任において対処し、乙を免責するものとします。
4. 乙は、サービスの広告のために、ヤフー株式会社のスポンサードサーチ、グーグル株式会社のアドワーズ、Indeed、その他の検索連動広告を利用できるものとし、甲の広告が掲載された URL を広告対象（広告リンク先）とし、甲の名称の全部または一部をその検索キーワードに利用することを、乙の裁量で決定できるものとします。

#### 第 9 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は以下のとおり表明、保証および誓約します。
  - (1) 暴力団員、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）にこれまで該当せず、今後も該当しないこと
  - (2) 自己の関係会社または自己もしくは自己の関係会社の役員もしくは主要な従業員に、反社会

- 的勢力が含まれておらず、今後も含まれないこと
- (3) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対し詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または業務妨害行為などの行為を行わないこと
2. 当事者の一方が前項の表明、保証または誓約に違反した場合、当該当事者は相手方当事者が被った全損害を賠償するものとします。

## 第 10 条 契約期間

本契約の有効期間は、契約締結日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 1 か月前までに甲乙のいずれれからも書面での更新拒絶の申し出がない場合には、さらに 1 年間契約期間を更新するものとし、以後も同様とします。

## 第 11 条 解除等

1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方は何ら催告することなく、直ちに本契約を解除できるものとします。
  - (1) 本契約（第 9 条を除きます。）に違反し、相当の期間を定めて催告したものの、違反事実が是正されないとき
  - (2) 本契約第 9 条に違反したとき
  - (3) 相手方に対して重大な損害または危害を及ぼしたとき
  - (4) 監督官庁から営業許可等の取消、停止などの処分を受けたとき
  - (5) 自己の財産について、差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分などの公権力による処分を受けたとき
  - (6) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続などの申立があったとき
  - (7) 災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行が困難と認められるとき
2. 前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該当事者は相手方に対する一切の債務について、当然に期限の利益を喪失するものとします。
3. 甲および乙は、本条第 1 項により本契約を解除した当事者が、解除を理由とする損害賠償責任を一切負わないことを確認します。

## 第 12 条 違約金

甲が、人材紹介手数料の支払を免れ又はその返金を受ける目的で詐術を用いた場合（求職者を不採用にしたとの虚偽の事実を乙に伝えつつ求職者に直接接して採用した場合、求職者の退職を偽装した場合など）は、人材紹介手数料等の支払に加え、その倍額の違約金を乙に支払うものとします。

## 第 13 条 契約終了後の取り扱い

1. 第 6 条、第 7 条、第 11 条第 2 項および第 3 項、第 12 条、本条ならびに第 15 条は、第 10 条または第 11 条により本契約が終了した後も有効に存続するものとします。
2. 本契約終了時点で既に乙が甲に紹介済みの求職者について、甲が紹介時点から 1 年以内に採用決定し、その後当該求職者が入社した場合、たとえ採用決定または入社が第 10 条または第 11 条その他の理由により本契約が終了した後になされた場合でも、人材紹介手数料の対象になるものとします。その限りにおいて、本契約の、人材紹介手数料の発生、支払い及び返還に関する各条項は、本契約終了後も有効に存続するものとします。

## 第 14 条 疑義事項

本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方で誠意を持って協議するものとします。

## 第 15 条 管轄

本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲および乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

締結日：

(甲)

(乙) 〒150-0002

東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス  
渋谷株式会社 miraism  
代表取締役 川野 洋平